

# 「行財政運営の基本方針 2021」

令和2年12月

奈良県

# 目 次

1 . 基本的な考え方 .....	1
2 . 「奈良新『都』づくり戦略」の取組方針 .....	2
3 . 持続可能な財政運営 .....	4
4 . その他 .....	7

# 「行財政運営の基本方針2021」

## 1. 基本的な考え方

戦後大阪のベッドタウンとして発展してきた本県は、急速に進む少子高齢化、働く場の確保など、成熟したベッドタウンにおける諸課題に直面しています。この状況に対応するため、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ことを県政の目指すべき姿とし、地域の力を底上げする未来への投資に全力で取り組んできました。

特に今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民の方々の社会活動や、県内の経済活動に大きな影響が生じていることから、改めて、近隣の大都市に依存してきた本県の現状を見直し、地域の自立が求められていると再認識しています。

また、財政運営に関しては、次世代に過度な負担を残さず、いかに将来の県民にも役立つ施策を実行するのかが重要なポイントです。今般の新型コロナウイルス感染症が、県の財政へも影響を与えると想定される中、今後も社会保障関係経費等の義務的経費が毎年増加すると見込まれることや、人口一人あたりの地方法人二税や地方消費税が全国最下位レベルであることなどから、将来にわたり、地域の発展に必要な施策を安定的に実施していくためには、県税収入を増やし、財政体力を高める必要があります。

このため、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応に全力を尽くすとともに、持続可能な財政運営に十分配意しながら、「奈良県政の発展の目標と道筋」である「奈良新『都』づくり戦略」に基づき、県経済の好循環を促す取組など税源涵養につながる戦略を積極的に推進します。

## 2. 「奈良新『都』づくり戦略」の取組方針

県政発展の目標と道筋である九つの『都』づくり戦略（九条大路戦略）に基づき、取組を進めます。

### I 栄える「都」をつくる

奈良県経済の好循環を促し、働きやすく、就業しやすい奈良県にするため、

「1 地域経済活性化」、「2 働き方改革の推進と就業支援」の取組を進めます。

### II 賑わう「都」をつくる

奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興するため、

「3 滞在型観光の定着」、「4 魅力ある観光地づくり」、「5 観光奈良の魅力向上・発信」の取組を進めます。

### III 愉しむ「都」をつくる

県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくるため、

「6 「安全安心な地域」づくり」、「7 「きれいな奈良県」づくり」、「8 暮らしやすいまちづくり」、「9 地域で子どもを健やかに育てる」、「10 女性活躍の推進」、「11 エネルギー政策」の取組を進めます。

### IV 便利な「都」をつくる

県土マネジメントを推進し、効率的で便利な交通基盤をつくるため、

「12 道路整備」、「13 鉄道整備」、「14 バス輸送環境整備」の取組を進めます。

## V 健やかな「都」をつくる

健康寿命日本一を目標に、高齢者、障害者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくるため、

「15 健康寿命日本一を目指した健康づくり」、「16 地域医療の総合マネジメント・地域包括ケアの充実」、「17 福祉の充実」、「18 だれでもいつでもどこでもスポーツできる環境づくり」の取組を進めます。

## VI 智恵の「都」をつくる

すべての県民が、生涯良く学び続けられ、奈良の歴史文化に親しめる地域をつくるため、

「19 教育の振興」、「20 文化財の保存・活用、文化財の防災、文化の振興」、「21 海外との交流展開」の取組を進めます。

## VII 豊かな「都」をつくる

県内の農・畜産・水産業・林業の振興、農村活性化、森林を護る施策を進めるため、

「22 農業・農地・農村・食と農の振興」、「23 畜産・水産業振興」、「24 森林環境管理・林業振興」の取組を進めます。

## VIII 誇らしい「都」をつくる

交流、定住の促進により、南部地域・東部地域を、頻繁に訪れてもらえる、住み続けられる地域にするため、

「25 南部・東部の振興」の取組を進めます。

## IX 爽やかな「都」をつくる

奈良が持つ行政資源を総動員し、効率的・効果的な行財政マネジメントを行い、行き届いた行政サービスを届けるため、

「26 奈良モデルの実行」、「27 行政マネジメント」、「28 財政マネジメント」の取組を進めます。

### 3. 持続可能な財政運営

地域の発展に必要なプロジェクトや施策を将来にわたり安定的に実施していくためには、健全な財政基盤を維持し、持続可能な財政運営を続けることが不可欠であることから、効果の高い施策への重点化を図るとともに、歳入・歳出の両面からの財政健全化に向けた取組を推進します。

#### (1) 歳入

県経済の活性化に積極的に取り組み、県税収入等、自主財源の充実を図ります。また、国庫支出金や交付税措置のある有利な県債のほか、特定目的基金を最大限活用するとともに、民間活力の活用を幅広く検討します。

##### ① 自主財源の充実

県経済の好循環を促す取組など税源涵養につながる施策を積極的に推進するとともに、地方の増大する役割に対応するため、課税自主権を発揮し、県税収入の確保に努めます。

また、県税の徴収強化、県有資産の効率的利用と未利用資産の売却、未収金対策の強化、適正・公正な受益者負担の観点からの使用料・手数料の見直し等に取り組みます。

##### ② 国予算の確保

国予算の徹底した情報収集に努め、国庫支出金等を最大限確保するとともに、本県の実情を踏まえた制度改正や運用の弾力化等の政策提案を行い、真に有用な国予算の獲得を図ります。特に、国補正予算は通常、県にとって財源的に有利なことから、動向を注視し、最大限活用していきます。

### ③ 財源措置のある有利な地方債の活用

将来の公債費負担軽減のため、県債を発行する場合には、極力財源措置のある有利なものを活用するとともに、県債発行額の抑制に努めます。

このため、県債の管理については、「新規の県債発行は交付税措置のあるものを優先する」、「交付税措置のない県債残高を減らす」、「県債残高総額を減らす」を3原則としてマネジメントするとともに、県税収入の増加にも努め、県債残高のうち将来の県民の負担となる交付税措置がない部分と年間の県税収入との比率をメルクマールとし、健全な財政運営に努めます。

### ④ 特定目的基金の活用

不要となった県有資産の売却収入等を特定目的基金に積み立て、プロジェクト等の財源として積極的に活用します。

### ⑤ 民間活力の活用推進

P F I方式をはじめとして、民間が有する資金やノウハウなどの積極的な活用を図るとともに、民間に任せることがより効率的なものについては、積極的にアウトソーシングすることにより、限りある人的資源の有効活用を図ります。

## (2) 歳出

歳出全般について、費用対効果の検証を徹底のうえ、必要事業費を精査します。特に既存事業については、選択と集中による大胆な見直しを断行し、「奈良新『都』づくり戦略」をはじめ、県政重要課題に対応するための事業に重点化を図ります。

### ① 県経済の活性化、税源涵養につながる施策の推進

県経済を活性化し、将来の税源涵養や民間経済の誘発・喚起などに資する施策については、事業規模や整備スケジュール、財源等を精査のうえ、積極的に推進します。

### ② 県政重要課題への積極的な対応

P D C A のマネジメントサイクルの取組により明らかとなった県政各分野の課題解決に向け、効果的な事業に積極的に取り組みます。なお、新規事業の立案にあたっては、成果目標として効果検証が可能な定量的な指標を明確にした上で、目標達成に向けた行動目標を設定します。

### ③ 公共事業の選択と集中の徹底

限りある財源の有効活用と将来の公債費負担軽減の観点、国庫支出金の配分や国予算の状況等を踏まえ、真に必要性・優先度が高い事業への選択と集中を徹底します。

### ④ その他の経費

その他の全ての継続事業について、統計重視・現場重視に基づき、費用対効果を検証のうえ、廃止を含めた大胆な見直しを実施します。特にソフト事業については、3年間のサンセット方式を基本として、施策・事業の重点化を図ります。

## 4. その他

本県では平成8年に「奈良県行財政改革大綱」及び「行財政改革実施計画」を策定して以来、3年を1つの区切りとして計画を策定し、効率的な行政経営の実現に向けて取組を行い、一定の成果を上げてきました。今後は、本県の行政資源の効率化はもとより、社会変化が地域社会の多様な主体に与える影響も広く俯瞰し、広域的な役割を担う本県のあり方を見据える必要があることから、令和2年3月に、令和2年4月から令和5年3月までの3年間を計画期間とする「『奈良県の力』底上げプログラム」を策定し、鋭意、実行しています。

このプログラムでは、前述した「持続可能な財政運営」の取組にとどまらず、「柔軟な組織運営」、「公共施設等の戦略的な運営」、「県域連携・協働の推進」等の取組を全庁的に進めることとしています。